

## 食品用手袋（ニトリルゴムなど）の検査



昨今、衛生上の観点から食品の製造やバイキングで料理を取る際など、様々な場面でゴムや合成樹脂製の食品用手袋が使用されています。これらの食品用手袋について、検査のお問い合わせを頂くケースが増えていきます。特に、ニトリルゴム製の手袋に関して多くのご相談を頂いております。

食品と接触する製品は食品衛生法の対象（器具・容器包装）となり、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」に適合する必要があります。

取扱う製品の品質を事前に確認しておく事が望ましく、特に海外生産品については輸入前に登録検査機関での検査をお勧めしております。

## ゴム製の器具（ほ乳器具を除く）の検査項目と規格

	項目	規格
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (試験溶液中：5 $\mu$ g/ml以下、試料：100 $\mu$ g/g以下)
	2-メルカプトイミダゾリン (塩素を含むゴム製のものに限る)	試験溶液の液体クロマトグラムに、2-メルカプトイミダゾリンのピークを認めてはならない
溶出試験	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (5 $\mu$ g/ml以下)
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (4 $\mu$ g/ml以下)
	亜鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (15 $\mu$ g/ml以下)
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない (鉛として1 $\mu$ g/ml以下)
	蒸発残留物（水）	60 $\mu$ g/ml以下

検査を行う中で、亜鉛(加硫促進助剤等で使用)の溶出試験で不適合となるケースが散見されておりますのでご注意ください。



ボーケン は厚生労働省認可の食品衛生法登録検査機関です。

「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」に基づく検査などお気軽にご相談ください。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

## 大阪認証・分析センター

担当：大宅：ooya@boken.or.jp  
森：mori-c@boken.or.jp

所在地  
〒552-0021  
大阪市港区築港1丁目6番24号  
TEL 06-6577-0031